



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

代償債権の評価～回収不可能又は著しく困難の判断基準

－55年を超える返済期間は想定できないとして原処分一部取消し－

貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の一部又は全部が、回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときは、その金額は元本の金額に算入しないことができます（評基通205）。回収が不可能又は著しく困難の判定については、明文の規定はなく個々の事例の事実認定によらざるを得ません。そこで、具体的な算定方法に基づき回収不能額を認定した事例をご紹介します（平成14年11月28日裁決・一部取消し・J64-4-33）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

請求人らは、平成3年1月25日の父Lに係る第一次相続において、代償分割の方法により遺産分割を行い、請求人Fは土地を取得するとともに母Kに対し、554,000,000円の代償債務を負うこととなりました。共同相続人間において、代償金は、Fが取得した土地を売却し、その代金をもって充てることに合意していました。しかし、相続後の地価の下落により土地の売却を実行することができず、代償金の返済が一切なされないまま、平成11年1月14日本件代償金債権の債権者である母Kが死亡し、第二次相続が開始しました。請求人らは、第二次相続の申告に当たり、代償債務者Fは債務超過の状況にあることから、回収不能額を498,783,948円と算定して、本件代償債権の価額を55,216,052円と評価しました。

一方、原処分庁は、Fが債務超過の状態にあることは明らかであるが、本件代償債権には返済期限等の定めがなく、又Fには年間所得が1000万円前後あることから回収不可能とは認められないとして、本件債権の価額を554,000,000円とする更正処分を行いました。

審判所は、下記の理由により、本件代償債権の全額が回収可能である債権とはいえないとして、Fの正味財産の価額156,071,029円をもって返済可能額と認定し、残り397,928,971円は返済不可能であるとして原処分の一部を取り消しました。

- 1 Fの全所得を本件代償債権の返済に充てたととしても、返済完了までには55年の長期間が必要となるのであり、まして、本件代償債務者は公務員としての定年までの勤続年数が14年しかなく、さらに通常の生活費等を考慮すると、返済完了までの期間が更に長期化して55年を超えることは明らかであるから、この年間所得の存在をもって返済方法、返済期限が現実に想定できるものではないというべきである。
- 2 加えて、Fが、本件相続開始日において本件代償債権の返済を実行するならば、同日におけるFの正味財産の価額がその返済の限度額であって、当該財産には年間所得の過半を占める不動産所得の基因となる不動産が含まれているから、この不動産を返済に充てると、当然にして、この不動産所得は発生しないことになる。
- 3 そうすると、Fは、給与所得から通常的生活費を差し引くと本件代償債権を返済する資金的余力は有しないこととなることはもちろん、本件代償債権を返済するための資金調達的手段や資産をも失うこととなるのであるから、正味財産をもって本件代償債権の一部を返済した後においては、返済不可能の状態になるといわざるを得ない。
- 4 債務の履行について期限の定めのないときは、債務者は履行の請求を受けた時が一般的に履行の期限となるのであり、原処分庁が主張する返済期限及び返済方法の定めがないことをもって、回収不可能な金額の算定ができないとはいえない。

……………（税法データベース編集室 正木洋子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版12枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。

JUSTAX 第125号(平成15年12月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628